

奈良県更生支援の 推進に関する条例

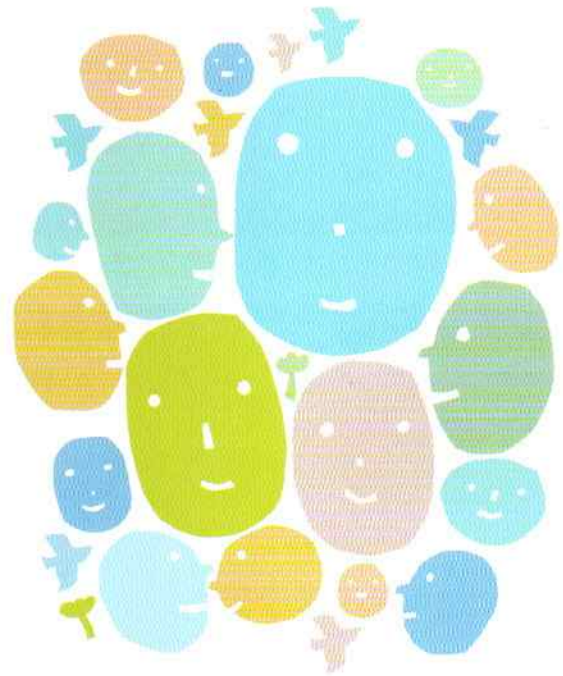
Ⅰ 前文

罪に問われた者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコールなどの依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上での様々な課題を抱えている者が多く存在する。

しかしながら、国の刑事司法手続を離れた後、罪に問われた者等が地域において就労の場や住まいを確保し、更には社会的な教育を受けるなど円滑な社会復帰を進めることができる支援体制は未だ十分には整っていない。そのため、これらの者の中には、地域社会で孤立し、個々に抱えた様々な課題を解決できないまま、再び罪に問われる者も少なくない。

このような状況に鑑み、奈良県は、国の司法行政と地域の福祉を繋ぐ役割を自ら担い、就労の場づくりを行うこと等により罪に問われた者等の社会復帰を支援し、誰もが地域の一員として包摂される社会の実現を目指すものである。

ここに、更生支援の推進に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、更生支援の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。



奈良県の 更生支援

～司法と福祉をつなぐ～

奈良県福祉医療部地域福祉課

〒630-8501 奈良県奈良市登大路30
TEL 0742-27-8503 FAX 0742-22-5709
URL <http://www.pref.nara.jp/54165.htm>

一般財団法人かがやきホーム

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11
奈良県社会福祉総合センター4階
TEL 0744-33-9661 FAX 0744-33-9662



一般財団法人かがやきホームの取組

～ Splendente (スプレッデンテ) ・ Famiglia (ファミリーア) ・ NARA ～

イタリアの更生支援をイメージし、「全ての困っている人を、家族の一員として受け入れ、一人ひとりが輝ける家」という想いを込めて、愛称をイタリア語で命名しました。

1. 出所者等の雇用

更生の意欲が高く、また、奈良県に帰住して生計を立てる意欲がある者を法務省と協力しながら、採用しています。

2. 就労の場の確保・提供

森林組合等を就労の場として確保し、研修員として実務研修を行いながら、技術の習熟度に応じて、派遣・就労を実施しています。

3. 住居の貸与

勤務地に通勤するために適切な場所を選定し、家賃の補助等により、雇用者の住まいを確保しています。

4. 職業訓練・

社会的な教育の実施

就労に必要な技術習得のための研修や、外部の講師によるマナー研修等の社会的な教育研修を実施しています。

5. 相談体制等の

社会復帰への支援

保護観察期間経過後も、財団職員による相談や支援を実施しています。



〈 県・財団・組合等の関係図 〉





採用後は、林業の基本的技術習得のため、1週間程度の研修を受けます。必要に応じて資格等も取得できます。



週に4日、派遣先の森林組合等に出動し、木の伐採、草刈、作業道の整備、植林等に従事します。



週に1日、午前は公園の草刈等の社会貢献活動を行い、午後は一般的な社会常識を身につける研修等を受けます。

奈良県の取組



更生支援の趣旨

- 全ての困っている人を助ける
- 司法と福祉をつなぐ

奈良県は、国の司法行政と地域の福祉を繋ぐ役割を自ら担い、就労の場づくりを行うこと等により罪に問われた者等の社会復帰を支援し、誰もが地域の一員として包摂される社会の実現を目指す

「奈良県更生支援の推進に関する条例」より

「奈良県更生支援の推進に関する条例」に基づき
設立した財団において、出所者等を直接雇用して住居を貸与し、
職業訓練や社会的な教育等を実施しています

これまでの経緯

平成28年12月	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
平成30年12月	「奈良県更生支援のあり方検討会」で検討を開始
令和 2年 4月	「奈良県更生支援の推進に関する条例」施行
令和 2年 7月	「一般財団法人かがやきホーム」を設立
令和 2年 9月	財団において出所者(2名)を雇用